

慈啓会短期入所生活介護事業所ユニット型ご利用料金表(介護給付)

●本館ショートステイ(ユニット型個室)日額ご利用料金(単位:円)

2021/8/1~

①介護保険給付自己負担額		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
(i 基本サービス費+ ii , iii ,iiii加算)	1割負担	859	935	1,018	1,098	1,174
	2割負担	1,717	1,870	2,036	2,195	2,348
	3割負担	2,575	2,804	3,054	3,292	3,521
② 食費に係る 自己負担額(保険外)	第1段階	300				
	第2段階	600				
	第3段階①	1,000				
	第3段階②	1,300				
	第4段階	1,392				
③ 滞在費に係る 自己負担額(保険外)	第1段階	820				
	第2段階	820				
	第3段階	1,310				
	第4段階	2,986				
④ 自己負担額合計 (①+②+③)	第1段階	1,979	2,055	2,138	2,218	2,294
	第2段階	2,279	2,355	2,438	2,518	2,594
	第3段階①	3,169	3,245	3,328	3,408	3,484
	第3段階②	3,469	3,545	3,628	3,708	3,784
	第4段階1割	5,237	5,313	5,396	5,476	5,552
	第4段階2割	6,095	6,248	6,414	6,573	6,726
	第4段階3割	6,953	7,182	7,432	7,670	7,899

	介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
i)基本サービス費 (日額)	単位数	696	764	838	908	976
	1割金額	706	775	850	921	991
	2割金額	1,412	1,550	1,700	1,842	1,980
	3割金額	2,117	2,549	2,549	2,763	2,970
ii)短期生活処遇改善 加算(Ⅰ)/日額	単位数	63	69	75	81	86
	1割金額	64	71	77	82	88
	2割金額	128	141	153	164	175
	3割金額	192	211	229	247	262
	※月の総単位数（i+iiii）に加算率1000分の83を乗じた単位数（月毎の利用状況により変動します）					
iii)短期生活特定処遇 改善加算(Ⅰ)/日額	単位数	21	22	24	26	28
	1割金額	22	23	24	27	29
	2割金額	43	45	49	54	57
	3割金額	64	67	73	80	86
	※月の総単位数（i+iiii）に加算率1000分の27を乗じた単位数（月毎の利用状況により変動します）					

※ ①介護保険給付自己負担額には上記サービス費の他に以下の加算が含まれています。(日額)

iii) 加 算 項 目	単位	金額	算 定 要 件
機能訓練体制加算	12	13	常勤の機能訓練指導員を1名以上配置し、入所者の数を100で除した数以上配置している場合
夜勤職員配置加算Ⅱ	18	19	夜勤を行う介護職員・看護職員の数が最低基準を1名以上上回っている場合
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22	23	介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が80%以上配置した場合
看護体制加算Ⅰ	4	4	常勤の看護師を1名以上配置している場合
看護体制加算Ⅱ	8	9	看護職員の24時間連絡体制と常勤換算で25の端数を増すごとに1名以上配置した場合

《 その他介護サービス加算の内訳(日額) 》

加 算 項 目	単位	金額	算 定 要 件
送迎加算(片道)	184	187	送迎を利用した場合(片道につき)
在宅中重度者受入加算	425	431	短期入所サービス利用中の入所者が、施設において自宅で利用している訪問看護の管理を受けた場合(1日につき)
療養食加算(1日3食で)	24	25	医師の発行する食事せんで療養食を提供した場合(1食につき8単位)
緊急短期入所受入加算	90	92	認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定せず、計画にない短期入所を緊急に受け入れた場合(7～14日間を限度)
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	203	認知症の行動・心理症状が出現し在宅での生活が困難になった者の緊急受入をした場合(7日間を限度)
個別機能訓練加算	56	57	専従の機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士等を1名以上配置していること。機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員が協働して、利用者の生活機能向上に資する個別機能訓練計画を作成していること。個別機能訓練計画に基づき、利用者の生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、継続的に利用している者に対しては、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行なっていること。
医療連携強化加算	58	59	看護体制加算(Ⅱ)を算定していること。急変の予測や早期発見等のため、看護職員による定期的な巡視を行っていること。主治の医師と連絡が取れない等の場合に備えて、あらかじめ協力医療機関を定め、緊急やむを得ない場合の対応に係る取り決めを行っていること。急変時の医療提供の方針について、利用者から合意を得ていること。
若年性認知症利用者受入加算	120	122	若年性認知症患者を受入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供した場合
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3	3	・施設における利用者の利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上 ・認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4	4	・加算(Ⅰ)の基準のいずれにも適合すること ・認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること・当該施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること
看護体制加算(Ⅲ)イ	12	13	・中重度の高齢者の積極的な受け入れを促進する等の観点から、現行の看護体制加算(Ⅰ)・(Ⅱ)の算定要件である体制要件に加えて、利用者のうち要介護3以上の利用者を70%以上受け入れる事業所
看護体制加算(Ⅳ)イ	23	24	・前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が100分の70以上であること
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100	102	指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等の助言に基づき、短期入所生活介護の事業所の職員と共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成する。その際、理学療法士等は機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点等に関する助言を行うこと。理学療法士等は機能訓練指導員と共同で、個別機能訓練計画の進捗状況を行うごとに1回以上評価し、利用者またはその家族に進捗状況等を説明していること。
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	203	指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、短期入所生活介護事業所を訪問し、当該施設の機能訓練指導員等と共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。機能訓練指導員等が、各月における評価等について利用者または家族及び理学療法士等に相談し助言を得たうえで、見直しや変更などを行うこと。理学療法士等は3ヵ月ごとに短期入所生活介護事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同で個別機能訓練の内容や進捗状況を説明し記録するとともに見直しを行うこと。

※1単位は地域単価により10.17円で計算しております

【その他の料金】

・居室内の据え付け家電製品使用料として、一日あたり55円の料金が発生いたします。